（金融庁組織規則の一部改正）

第七条　金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第八項第二号中「あっせん」の下に「並びに預金保険機構による特定資金援助（同法第百二十六条の二十八第一項に規定する特定資金援助をいう。）に係る金融機関等（同法第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。第五号において同じ。）の特定合併等（同法第百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等をいう。）の特定適格性の認定及びあっせん」を加え、同項第五号中「及び金融危機への対応」を「、金融危機への対応及び金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置」に改める。

第十三条第一号中「（昭和二十六年法律第百九十八号）」の下に「、預金保険法」を、「第二百二十五条第二項及び第三項」の下に「、預金保険法第百三十九条第三項」を加える。

第十四条第一号中「第二百二十五条第二項から第四項まで」の下に「、預金保険法第百三十九条第二項」を加える。

（金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第八条　金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

（優先出資に係る資本準備金等の額の減少等の認可の申請）

第十四条の二　優先出資発行対象金融機関等（法第八条の二に規定する優先出資発行対象金融機関等をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者に限る。）は、法第八条の二（法第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による資本準備金又は法定準備金（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第八項に規定する法定準備金をいう。以下この条において同じ。）の額の減少及び剰余金の額の増加の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　減少する資本準備金又は法定準備金の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面

三　最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

四　その他法第八条の二の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

附則第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

附則第二十四条中「特別対象協同組織金融機関等」の下に「（法附則第十五条に規定する特別対象協同組織金融機関等をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者に限る。以下同じ。）」を加える。

様式第五記載上の注意3．(1)中「おおむね15年以内に」を削る。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第九条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第百四十一条の二第一項第四号ヘ中「（平成八年法律第九十五号）」の下に「第三百七十七条第一項の規定による更生手続開始の申立て、同法第四百四十六条第一項の規定による再生手続開始の申立て又は同法」を加える。

第百四十三条の二第一項第四号ヘ中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の下に「第三百七十七条第一項の規定による更生手続開始の申立て、同法第四百四十六条第一項の規定による再生手続開始の申立て又は同法」を加える。

附　則

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

府令・省令

○内閣府・総務省令第一号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行に伴い、並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百二十条第一項第七号及び第百四十九条第一項第七号の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四号中「第百二条第一項」の下に「又は第百二十六条の二第一項」を加える。

第二十七条に次の一号を加える。

五　預金保険法第百二十六条の二第一項の規定による認定

附　則

この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

○内閣府・財務省令第三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、預金保険法施行規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

預金保険法施行規則等の一部を改正する命令

（預金保険法施行規則の一部改正）

第一条　預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第七号の次に次の一号を加える。

七の二　法第六章の二の規定による金融機関の特定回収困難債権の買取りその他同章の規定による業務に関する事項

第一条の二第八号の次に次の一号を加える。

八の二　法第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務に関する事項

第一条の二第九号中「又は」を「若しくは」に改め、「第六十九条の三」の下に「又は法第百二十七条の二若しくは第百二十八条の二」を加える。

第一条の二第十号の次に次の一号を加える。

十の二　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務に関する事項